

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（環境省）

制度名	住宅ローン減税の拡充		
税目	所得税		
要望の内容	<p>住宅取得者が有する借入金額帯の最大シェアを占め、かつ、住宅の一次取得者層にとって特にニーズの高い 2,000 万円～3,000 万円の借入金を、引き続き住宅ローン減税の対象とするため、平成 25 年の控除対象借入限度額を引き上げる。</p> <p>○認定住宅：3,000 万円（現行）→4,000 万円</p> <p>※認定住宅：認定長期優良住宅、認定低炭素住宅</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 41 条 租税特別措置法施行令第 26 条～26 条の 3 租税特別措置法施行規則第 18 の 21～18 の 23</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— (—)

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間同上の期間中の達成目標	— —
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	住宅ローン減税の拡充(地方税)

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	